

盛岡市健康危機対策本部要綱

(平成20年12月22日市長決裁、同日付け20盛保企第 271号通知)

改正 平成21年4月1日市長決裁、同年5月20日付け21盛保企第 110号通知

改正 令和2年2月20日副市長決裁、同日付け31盛保企第 271号通知

改正 令和2年5月27日副市長決裁、同日付け2盛保企第 105号通知

改正 令和3年3月24日副市長決裁、同日付け2盛保企第 301号通知

改正 令和4年4月1日副市長決裁、同日付け4盛保企第89号通知

改正 令和6年4月1日副市長決裁、同日付け6盛保企第3号通知

改正 令和7年3月31日副市長決裁、同日付け6盛保企第 202号通知

改正 令和8年3月31日副市長決裁、同日付け7盛保企第88号通知

(趣旨)

第1 この要綱は、盛岡市災害対策本部条例（昭和37年条例第41号）の規定の例に準じて、盛岡市健康危機管理方針（平成20年10月27日市長決裁）第4第3項の規定に基づき、盛岡市長が盛岡市民の健康について必要があると認めたとときに設置する盛岡市健康危機対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(健康危機対策本部長、健康危機対策副本部長、健康危機対策本部員等)

第2 健康危機対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長とする。

2 健康危機対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び危機管理統括監をもって充てる。

3 健康危機対策本部員（以下「本部員」という。）は、市長内部部局の公室長、部長、消防防災監、保健衛生監、玉山総合事務所長、会計管理者、保健所長、保健福祉部次長及び保健所次長をもって充てる。

4 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ定める順序により、副本部長がその職務を代理する。

5 本部長及び副本部長に共に事故があるときは、盛岡市長の職務を代理する職員を定める規則（平成12年規則第38号）が定めるところにより、当該職員である本部員が本部長の職務を代理する。

(本部長等の職務)

第3 本部長は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(本部の位置)

第4 本部は、盛岡市役所内に置く。

(会議)

第5 本部長は、健康危機及び健康被害の予防及び応急対策に係る協議決定及びその実施を図るため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

2 会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(事務局)

第6 本部に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、副事務局長及び事務局員をもって組織する。

3 事務局長は、保健衛生監をもって充て、事務局の所掌事務を統括する。

4 副事務局長は、保健福祉部次長をもって充て、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理する。

5 事務局員は、保健福祉部及び危機管理防災課の職員並びに事務局長が指定する職員をもって充て、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

6 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部員会議の運営に関すること。
- (2) 本部の事務の総合調整に関すること。
- (3) 保健医療関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 健康被害情報等の整理及び分析に関すること。
- (5) 健康被害拡大防止対策の立案及び進捗管理に関すること。
- (6) 健康被害情報及び健康被害拡大防止情報の周知に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事務局の庶務に関すること。

(本部連絡員)

第7 本部に本部連絡員を置き、第8第2項に規定する部長が部内の職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達に当たるほか、第8第1項に規定する部相互間の連絡及び情報収集の事務を担当する。

(部、部長及び副部長)

第8 本部に別表第1の左欄に掲げる部を置く。

2 部に部長を置き、別表第1の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、当該部の事務を掌理する。

4 部に副部長を置き、別表第1の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(課及び課長)

第9 部に別表第2の中欄に掲げる課を置く。

2 課に課長を置き、別表第2の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所掌事務を掌理する。

(部及び課の分掌事務)

第10 部及び課の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(部の運営)

第11 この要綱及び別に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

(配備体制)

第12 保健衛生監は、本部が設置されたときは、直ちにその旨を本部員に通知しなければならない。

2 本部を設置した場合に本部に招集する本部員の範囲並びに部、課及び職員の配備体制は、その必要に応じて本部長が本部員に指示し、招集し、及び解除する。

(外部連絡員等)

第13 本部長は、その依頼により、別表第1の左欄に定める部の組織以外に所属する市の職員を本部員又は本部連絡員にすることがある。

2 前項の場合において、本部長は、その依頼により本部員になった者の属する組織を第12第2項の配備体制に組み入れることがある。

3 本部長は、本部に盛岡市健康危機管理方針第3第1項の関係協働団体等から派遣された連絡員その他の者を待機させることがある。

(本部の名称)

第14 本部の名称は、必要があると認めるときは、本部員会議で別に定めることができる。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に関するこの要綱の適用については、同項の廃止後においても、本則中「健康危機対策本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部」と、第1中「盛岡市健康危機対策本部」とあるのは「盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部」と、第2第1項中「健康危機対策本部長」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部長」と、同第2項中「健康危機対策副本部長」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策副本部長」と、同第3項「健康危機対策本部員」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部員」とする。

(本部の廃止)

第15 市長は、予想された健康危機が解消した、又は健康危機発生後における当該健康危機が終息したと認められるときに、当該健康危機の非常事態が終結した宣言をもって、本部を廃止する。

(補則)

第16 本部長は、健康危機の対策の実施に当たり必要があると認めるときは、職員を他課の事務に従事させることがある。

第17 この要綱に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、別に定める。

(実施期日)

第18 この要綱は、平成20年12月22日から実施する。

別表第1 (第8関係)

部	部長に充てる職	副部長に充てる職
市長公室部	市長公室長	市長公室長が指定する市長公室次長
総務部	総務部長	総務部長が指定する総務部次長
財政部	財政部長	財政部次長
市民部	市民部長	市民部次長及び都南総合支所長
交流推進部	交流推進部長	交流推進部次長
環境部	環境部長	環境部次長
保健福祉部	保健福祉部長	保健福祉部次長
子ども未来部	子ども未来部長	子ども未来部次長
商工労働部	商工労働部長	商工労働部次長
農林部	農林部長	農林部次長
建設部	建設部長	建設部次長
都市整備部	都市整備部長	都市整備部次長
玉山総合事務所部	玉山総合事務所長	総務課長 (玉山総合事務所総務課長をいう。)
出納部	会計管理者	

別表第2（第9関係）

部	課	課長に充てる職
市長公室部	企画調整課 広聴広報課 秘書課 東京事務所課	企画調整課長 広聴広報課長 秘書課長 東京事務所長
総務部	総務課 情報企画課 危機管理防災課 職員課 管財課	総務課長（総務部総務課長をいう。） 情報企画課長 危機管理防災課長 職員課長 管財課長
財政部	財政課 契約検査課 資産経営課 市民税課 資産税課 納税課	財政課長 契約検査課長 資産経営課長 市民税課長 資産税課長 納税課長
市民部	市民協働推進課 くらしの安全課 スポーツ推進課 市民登録課 健康保険課 医療助成年金課 都南総合支所課	市民協働推進課長 くらしの安全課長 スポーツ推進課長 市民登録課長 健康保険課長 医療助成年金課長 都南総合支所支所長補佐
交流推進部	文化国際課 スポーツ推進課 観光課	文化国際課長 スポーツ推進課長 観光課長
環境部	環境企画課 廃棄物対策課 資源循環推進課 クリーンセンター課	環境企画課長 廃棄物対策課長 資源循環推進課長 クリーンセンター所長
保健福祉部	地域福祉課 障がい福祉課 長寿社会課	地域福祉課長 障がい福祉課長 長寿社会課長

	介護保険課 生活福祉第一課 生活福祉第二課 企画総務課 健康増進課 指導予防課 生活衛生課	介護保険課長 生活福祉第一課長 生活福祉第二課長 企画総務課長 健康増進課長 指導予防課長 生活衛生課長
子ども未来部	子ども青少年課 子育てあんしん課 母子健康課 こども家庭センター	子ども青少年課長 子育てあんしん課長 母子健康課長 こども家庭センター所長
商工労働部	経済企画課 ものづくり推進課	経済企画課長 ものづくり推進課長
農林部	農政課 林政課 中央卸売市場業務課	農政課長 林政課長 業務課長
建設部	道路管理課 交通政策課 道路建設課 河川課 用地課 建築住宅課	道路管理課長 交通政策課長 道路建設課長 河川課長 用地課長 建築住宅課長
都市整備部	都市計画課 景観政策課 公園みどり課 建築指導課 都市再生課	都市計画課長 景観政策課長 公園みどり課長 建築指導課長 都市再生課長
玉山総合事務所部	総務課 住民福祉課 産業振興課 建設課	総務課長（玉山総合事務所総務課長をいう。） 住民福祉課長 産業振興課長 建設課長
出納部	会計課	会計課長

別表第3（第10関係）

(1) 市長公室部

課	分掌事務
企画調整課	(1) 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事 (2) 保健所に対する応援に関する事。
広聴広報課	(1) 報道機関との連絡調整に関する事。
	(2) 保健所に対する応援に関する事。
秘書課	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
東京事務所 課	(1) 厚生労働省その他政府機関の情報の収集及び関係機関との連絡調整に 関すること。 (2) 他課に対する応援に関する事。

(2) 総務部

課	分掌事務
総務課	(1) 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事。 (2) 保健所に対する応援に関する事。
情報企画課	(1) 保健所に対する応援に関する事。
危機管理 防災課	(1) 保健所に対する応援に関する事。 (2) 自衛隊等の派遣要請に関する事。 (3) 消防隊及び救急隊の動員に関する事。 (4) 他市町村からの応援部隊の組織活動に関する事。 (5) 防災行政無線局の管理及び運用に関する事。 (6) 防災関係機関との連絡調整に関する事。 (7) 各部等の連絡調整に関する事。
職員課	(1) 職員の動員その他各部間の応援の調整及び配備に関する事。
管財課	(1) 職員、患者、物資等の輸送に関する事。 ア 自動車の集中管理及び配車 イ 自動車の燃料の確保 (2) 危機管理防災課及び保健所に対する応援に関する事。

(3) 財政部

課	分掌事務
財政課	(1) 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事。 (2) 緊急予算の編成等財政措置に関する事
契約検査課	(1) 必要な資材物資の調達及び受払に関する事。 (2) 必要な食糧等の発注・確保に関する事。

資産経営課	(1) 保健所に対する応援（市民の健康被害の調査及び報告に関するものに限る。）に関する事。
市民税課	(1) 保健所に対する応援（市民の健康被害の調査及び報告に関するものに限る。）に関する事。
資産税課	(1) 保健所に対する応援（市民の健康被害の調査及び報告に関するものに限る。）に関する事。
納税課	(1) 保健所に対する応援（健康危機に関する情報の収集及び伝達に関するものに限る。）に関する事。

(4) 市民部

課	分掌事務
市民協働推進課	(1) 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事。 (2) 町内会等に対する健康危機情報の提供及び依頼事項等の連絡調整に関する事。 (3) 健康危機及び健康被害に関する臨時の市民の相談窓口の設置及び運営に関する事。 (4) 保健所に対する応援に関する事。
くらしの安全課	(1) 保健所に対する応援に関する事。
市民登録課	(1) 遺体の埋葬及び火葬の許可について臨時の窓口の設置及び運営に関する事。 (2) 支所との連絡調整に関する事。 (3) 保健所に対する応援に関する事。
健康保険課	(1) 他課に対する応援に関する事。
医療助成年金課	(1) 他課に対する応援に関する事。
都南総合支所課	(1) 健康危機及び健康被害に関する臨時の市民の相談窓口の設置及び運営に関する事。 (2) 遺体の埋葬及び火葬の許可について臨時の窓口の設置及び運営に関する事。 (3) 町内会等（都南総合支所の所管区域に属するものに限る。）に対する健康危機情報の提供及び依頼事項等の連絡調整に関する事。 (4) 出張所との連絡調整に関する事。 (5) 保健所に対する応援に関する事。

(5) 交流推進部

課	分掌事務
文化国際課	(1) 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事 (2) 外国人を対象とする相談窓口の設置及び運営に関する事 (3) 保健所に対する応援に関する事
スポーツ推進課	(1) 所管するスポーツ施設との連絡調整に関する事 (2) 他課に対する応援に関する事
観光課	(1) 観光等滞在者における健康被害の調査及び報告に関する事 (2) 必要な宿泊施設の確保、必要な集結場所の設置の指導及びこれらの総括に関する事

(6) 環境部

課	分掌事務
環境企画課	(1) 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事 (2) 保健所に対する応援に関する事
廃棄物対策課	(1) 盛岡地区衛生処理組合、盛岡北部行政事務組合、岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合及び紫波、稗貫衛生処理組合の連絡調整に関する事 (2) 保健所に対する応援に関する事
資源循環推進課	(1) 保健所に対する応援に関する事
クリーンセンター課	(1) 保健所に対する応援に関する事

(7) 保健福祉部

課	分掌事務
地域福祉課	(1) 部内各課（保健所を除く。）の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事 (2) 要配慮者の援護並びに健康被害の調査及び報告に関する事 (3) 社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整に関する事
障がい福祉課	(1) 障がい者の援護並びに健康被害の調査及び報告に関する事 (2) ボランティアの受入場所の開設の総括並びにボランティアの登録及び配備の総括に関する事 (3) 要配慮者等のうち障がい者の生活相談及び名簿の作成に関する事

長寿社会課	(1) 要配慮者等のうち高齢者の援護並びに健康被害の調査及び報告に関する こと。 (2) 要配慮者等のうち高齢者の生活相談及び名簿の作成に関する こと。
介護保険課	(1) 要配慮者等のうち高齢者の援護並びに健康被害の調査及び報告に関する こと。 (2) 要配慮者等のうち高齢者の生活相談及び名簿の作成に関する こと。
生活福祉第 一課	(1) 要配慮者等のうち生活保護世帯の援護並びに健康被害の調査及び報告に 関すること。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人の救護等に関する こと。 (3) 要配慮者等の生活相談の総括に関する こと。
生活福祉第 二課	(1) 要配慮者等のうち生活保護世帯の援護並びに健康被害の調査及び報告に 関すること。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人の救護等に関する こと。 (3) 要配慮者等の生活相談の総括に関する こと。
企画総務課	(1) 本部に関する こと。 (2) 健康危機及び健康被害に関する情報の収集及び伝達に関する こと。 (3) 健康危機及び健康被害の状況等の取りまとめ及び報告に関する こと。 (4) 関係協働団体等との連絡調整に関する こと。 (5) 医療施設における健康被害の調査及び報告に関する こと。 (6) 市民に対する医療の確保に関する こと。 (7) 発熱外来の設置及び運営に関する こと。 (8) 医師及び看護師の要員の総合調整に関する こと。 (9) 医師及び看護師の要員の受入れに関する こと。 (10) 遺体の検案及び検視に関する こと。 (11) 健康危機の広報及び広聴に関する こと。 ア 写真等の撮影記録 イ 情報の報道機関への発表及び報道の要請 ウ 健康危機情報の市ホームページへの掲載その他情報の公表 エ 市民の相談窓口の総括
健康増進課	(1) 応急救護に関する こと。 (2) 予防知識の普及啓発に関する こと。 (3) 健康指導及び健康管理に関する こと。 (4) 要配慮者等に対する支援の総括に関する こと。 (5) 健康相談窓口の設置及び運営の総括に関する こと。

	(6) こころのケア対策に関すること。
指導予防課	(1) 防疫及び感染症の予防に関すること。 (2) 感染症情報の提供の総括に関すること。 (3) 予防接種に関すること。 (4) 防疫用品の備蓄及び整備に関すること。 (5) 感染症サーベイランスに関すること。 (6) 積極的疫学調査及び患者の早期発見に関すること。 (7) 感染症患者の入院措置に関すること。 (8) 栄養指導に関すること。 (9) 医薬品その他医療物資の確保に関すること。
生活衛生課	(1) 生活衛生指導に関すること。 (2) 給水確保の連絡調整に関すること。 (3) 食品衛生指導に関すること。 (4) 営業施設等に対する予防知識の普及及び啓発に関すること。 (5) 死亡獣畜の適正処理の指導に関すること。 (6) 特定動物の適正管理指導及び被災犬等の保護収容に関すること。 (7) 検査に関すること。 (8) 患者発生時の岩手県環境保健研究センターとの連絡調整に関すること。 (9) 遺体の埋葬及び火葬の総括に関すること。 (10) 遺体の収容施設の開設の指導及び総括に関すること。

(8) 子ども未来部

課	分掌事務
子ども青少年課	(1) 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関すること。
子育てあしん課	(1) 保育所等の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関すること。 (2) 保健所に対する応援に関すること。
母子健康課	(1) 応急救護に関すること。 (2) 要配慮者のうち妊産婦等の援護並びに健康被害の調査及び報告に関すること。 (3) 保健所に対する応援に関すること。
こども家庭センター	(1) 要保護児童等の援護並びに健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 要配慮者等のうち要保護児童等の生活相談及び名簿の作成に関すること。

(9) 商工労働部

課	分掌事務
経済企画課	(1) 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事。 (2) 労働力確保に係る連絡調整に関する事。 (3) 商工業団体等との連絡調整に関する事。 (4) 保健所に対する応援に関する事。
ものづくり 推進課	(1) 商工業関係者における健康被害の調査及び報告に関する事。 (2) 要配慮者等の生活相談及び名簿の作成に関する事。

(10) 農林部

課	分掌事務
農政課	(1) 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事。 (2) 農水産関係者における健康被害の調査及び報告に関する事。 (3) 病虫害の駆除に関する事。 (4) 家畜の防疫に関する事。 (5) 家畜の輸送に関する事。 (6) 要配慮者等の生活相談及び名簿の作成に関する事。
林政課	(1) 林業関係者における健康被害の調査及び報告に関する事。 (2) 他課に対する応援に関する事。
中央卸売市 場業務課	(1) 農産物及び水産物の調達に係る情報収集及び連絡調整に関する事。 (2) 他課に対する応援に関する事。

(11) 建設部

課	分掌事務
道路管理課	(1) 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事。 (2) 他課に対する応援に関する事。
交通政策課	(1) バス・鉄道等の公共交通の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事。 (2) 他課に対する応援に関する事。
道路建設課	(1) 他課に対する応援に関する事。
用地課	(1) 健康危機からの復旧に必要な用地の確保に関する事。 (2) 他課に対する応援に関する事。
河川課	(1) 他課に対する応援に関する事。
建築住宅課	(1) 要配慮者等の生活相談及び名簿の作成に関する事。 (2) 他課に対する応援に関する事。

(12) 都市整備部

課	分掌事務
---	------

都市計画課	(1) 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事 (2) 他課に対する応援に関する事。
景観政策課	(1) 他課に対する応援に関する事。
公園みどり課	(1) 他課に対する応援に関する事。
建築指導課	(1) 他課に対する応援に関する事。
都市再生課	(1) 他課に対する応援に関する事。

(13) 玉山総合事務所部

課	分掌事務（玉山地域に係る事務に限る。）
総務課	(1) 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関する事。 (2) 職員の動員に関する事。 (3) 防災関係機関との連絡調整に関する事。 (4) 町内会等に対する健康危機情報の提供及び依頼事項等の連絡調整に関する事。 (5) 要配慮者等の生活相談及び名簿の作成に関する事。 (6) 消防防災課及び保健所に対する応援に関する事。
住民福祉課	(1) 健康危機及び健康被害に関する臨時の市民相談の窓口及び健康相談窓口の設置及び運営に関する事。 (2) 出張所との連絡調整に関する事。 (3) 遺体の埋葬及び火葬の許可について臨時の窓口の設置及び運営に関する事。 (4) 応急救護に関する事。 (5) 予防知識の普及啓発の実施に関する事。 (6) 要配慮者等の被害の調査及び報告並びに要配慮者等に対する支援に関する事。 (7) 感染症情報の提供の実施に関する事。 (8) 予防接種の実施に関する事。 (9) 支援物資及び調達物資の供給に関する事。 (10) 保健衛生対策の実施に関する事。 (11) 保健所に対する応援に関する事。
産業振興課	(1) 農林水産関係者における健康被害の調査及び報告に関する事。 (2) 病虫害の防除に関する事。 (3) 家畜の防疫に関する事。

	<p>(4) 商工業関係者における健康被害の調査及び報告に関すること。</p> <p>(5) 観光等滞在者における健康被害の調査及び報告に関すること。</p> <p>(6) 健康危機の広報に関すること。</p> <p>(7) 健康危機の記録に関すること。</p> <p>(8) 他課に対する応援に関すること。</p>
建設課	<p>(1) 職員、被災者、物資等の輸送に関すること。</p> <p> ア 自動車の集中管理及び配車</p> <p> イ 自動車の燃料の確保</p> <p>(2) 他課に対する応援に関すること。</p>

(14) 出納部

課	分掌事務
会計課	<p>(1) 部内の健康被害の状況の調査・報告に関すること。</p> <p>(2) 他課に対する応援に関すること。</p>